



スカパーJSAT

SAD-U1-22-001

ポータルリンクサービス 契約約款

第5版
(令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

ポータリンクサービス契約約款・目次

第1章 総則	1
第1条 約款及び料金表の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第4条 ポータリンクサービスのサービス提供区域	3
第2章 ポータリンクサービスの内容	4
第5条 ポータリンクサービスの内容	4
第6条 ポータリンクサービスの提供に使用する人工衛星	4
第7条 ポータリンクサービスの提供に使用する周波数	4
第8条 電気通信回線の一端	4
第9条 ポータリンク地球局設備等	4
第10条 無線局の免許の申請等	5
第11章 無線従事者の選任	5
第3章 契約	6
第1節 契約の単位等	6
第12条 利用契約の単位等	6
第2節 契約申込及び利用契約の締結	6
第13条 契約申込の方法	6
第14条 利用開始日	6
第15条 利用期間等	6
第16条 契約申込の承諾	7
第3節 他人利用請求	7
第17条 他人利用	7
第4節 契約者が行う利用契約事項等の変更の請求	7
第18条 利用開始日の変更の請求	7
第19条 ポータリンク地球局設備等の変更等の請求	8
第20条 変更の請求に対する承諾	8

第5節 当社が行う利用契約の変更	8
第21条 電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更	8
第6節 ポータリンクサービスの利用の終了等	8
第22条 契約者が行うポータリンクサービスの利用の終了	8
第7節 利用契約等の解除	9
第23条 当社が行う利用契約の解除	9
第24条 契約者が行う利用契約の解除	9
第8節 ポータリンクサービスの随時回線利用の予約等	10
第25条 随時回線の利用の予約申込	10
第26条 随時回線の利用予約申込の承諾	11
第27条 随時回線の利用時間	11
第28条 随時回線の予約の取消し	11
第29条 随時回線の予約事項の変更	11
第30条 随時回線の予約事項の取消又は変更の請求に対する承諾	12
第4章 ポータリンクサービスの提供の中止及び停止	13
第31条 ポータリンクサービス提供の中止	13
第32条 ポータリンクサービス提供の停止	13
第33条 ポータリンクサービスの品目の廃止	14
第34条 トラフィックの制限等	14
第5章 接続等	15
第1節 自営端末設備の接続等	15
第35条 自営端末設備のIPアドレス	15
第2節 他社回線との接続	15
第36条 他社回線との接続の請求	15
第37条 他社回線接続の請求の承諾等	15
第6章 専用回線の利用の制限	16
第38条 専用回線の利用の制限	16
第7章 料金等	17
第1節 料金等の支払い義務	17
第39条 料金の計算方法等	17

第 40 条	月額基本料の支払い義務	17
第 41 条	随時回線専用料の支払い義務	17
第 42 条	センター局追加 V P N 利用料の支払い義務	17
第 43 条	設定変更料の支払い義務	17
第 44 条	無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払い義務	17
第 45 条	支払いを要しない料金	18
第 46 条	ポータリンクサービス解除料の支払い義務	18
第 47 条	随時回線予約取消料の支払い義務	18
第 2 節	割増金及び延滞利息	19
第 48 条	割増金	19
第 49 条	延滞利息	19
第 3 節	違約金	19
第 50 条	違約金	19
第 8 章	保守	20
第 51 条	センター局の検査及びポータリンク地球局設備等の点検	20
第 52 条	契約者の維持責任	20
第 53 条	契約者の切分責任	20
第 54 条	専用回線の修理又は復旧の順位	20
第 9 章	損害賠償等	22
第 55 条	責任の制限	22
第 56 条	免責	22
第 10 章	その他の提供条件	23
第 57 条	通信の秘密保護	23
第 58 条	ポータリンク地球局設備等の据付けに関する申請等	23
第 59 条	電波干渉対策に要する工事等	23
第 60 条	法令に関する事項	23
第 61 条	その他の提供条件	23
附則		24

第1章 総則

(約款及び料金表の適用)

第1条 当社は、ポータリンクサービス契約約款（ポータリンクサービス契約約款細則（以下「細則」といいます。）を含みます。）及びポータリンクサービス料金表（以下「料金表」といいます。）を定め、これによりポータリンクサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合には、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を契約者に周知するものとします。

(用語の定義)

第3条 この約款及び料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	電気通信を行うための回線
4 ポータリンクサービス	ポータリンク地球局設備等とセンター局の間に当社が指定する人工衛星局を介して電気通信回線を設置し、指定された区間においてインターネットプロトコルによる通信を随時回線により提供する電気通信サービス
5 契約申込	ポータリンクサービスを利用する契約の申込
6 契約申込者	ポータリンクサービスの利用に係る、契約申込をした者
7 利用契約	当社が契約申込を承諾し締結するポータリンクサービスの利用に係る契約
8 契約者	当社とポータリンクサービスの利用に係る、利用契約を締結している者
9 随時回線	ポータリンクサービスを定められた時刻から定められた時刻まで利用するための電気通信回線
10 無線設備	無線電信、無線通信その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
11 無線局	電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。）に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
12 人工衛星局	ポータリンクサービスの提供に係る、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」と

	いいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局
13 地球局	ポータリンクサービスの提供に係る、電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
14 専用回線	利用契約に基づいて設置される、契約者が占有する電気通信回線
15 端末設備	専用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
16 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
17 自営電気通信設備	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に規定される電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18 センター局	ポータリンクサービスを提供するための機能を有する当社が設置する地球局
19 ポータリンク地球局設備	ポータリンクサービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号の変調器及び復調器並びにデータ伝送アダプタにいたる設備
20 ポータリンク受信専用設備	ポータリンクサービスの提供に係る受信のみを目的とする無線設備で、アンテナからベースバンド信号の復調器並びにデータ伝送アダプタにいたる設備
21 ポータリンク地球局設備等	ポータリンク地球局設備及びポータリンク受信専用設備
22 データ伝送アダプタ	センター局の制御をうけ、IPパケットを送受する装置
23 センター局VPN設定	センター局に接続する当社が他の電気通信事業者から提供を受けるインターネット接続網によるVPN(仮想プライベートネットワーク)の設定
24 インターネット接続網	当社が他の電気通信事業者から提供を受ける電気通信設備を通じて主としてデータ通信の用に供する事を目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送を行う為の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)
25 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に定める技術基準及び専用回線端末等の接続の技術的条件
26 人工衛星	当社が保有、運用する人工衛星(他社と共同で保有する場合は他社の専有部分を除きます。)
27 トランスポンダ	人工衛星に搭載されたポータリンクサービスの提供に係る、電波中継器(送受信アンテナを含みます。)
28 トランスポンダ障害	トランスポンダが細則第12条(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
29 警察機関	警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁又は都道府県警察の機関
30 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
31 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社

	(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、一の題号について8,000部以上であること
32 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
33 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（31欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社
34 国又は地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人
35 消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を合算した額

（ポータルリンクサービスのサービス提供区域）

第4条 ポータルリンクサービスのサービス提供区域は、日本全国とします。

第2章 ポータリンクサービスの内容

(ポータリンクサービスの内容)

第5条 ポータリンクサービスは、センター局の制御をうけたポータリンク地球局設備等を用い、IPデータ通信を行うサービスです。

(ポータリンクサービスの提供に使用する人工衛星)

第6条 ポータリンクサービスの提供に使用する人工衛星は、当社が指定します。

(ポータリンクサービスの提供に使用する周波数)

第7条 ポータリンクサービスに使用する周波数は、当社が指定します。

(電気通信回線的一端)

第8条 当社は、センター局と、人工衛星を介し契約者が指定した地点に契約者が据え付けるポータリンク地球局設備、並びに契約者が指定した地点に契約者が据え付けるポータリンク受信専用設備との間に電気通信回線を設置し、これを専用回線的一端とします。

2 当社は、前項のポータリンク地球局設備及びポータリンク受信専用設備の地点を定めるときは契約者と協議します。

(ポータリンク地球局設備等)

第9条 契約者がポータリンクサービスに利用するポータリンク地球局設備又はポータリンク受信専用設備については、当社が指定するポータリンク地球局設備等を使用していただきます。

2 契約者はポータリンク地球局設備等の据え付けについて、契約者の責任と負担において設置並びに調整を行っていただきます。

3 契約者は、ポータリンク地球局設備等について、別に定める「ポータリンク地球局設備等の条件」を遵守していただきます。また、当該「ポータリンク地球局設備等の条件」が変更された場合、契約者の責任と負担において条件を遵守していただくものとします。

4 契約者は、ポータリンク地球局設備等を適正な状態に保つため、契約者の責任と負担により保守作業を行っていただきます。

5 契約者は、ポータリンク地球局設備等が故障又は滅失若しくは毀損等したときは、契約者の責任と負担において、その交換、修理その他の工事等を行っていただきます。

6 ポータリンク地球局設備等を追加、変更、取り換え又は移転するときは、その追加、変更、取り換え又は移転をしたポータリンク地球局設備等について前5項を適用します。

7 当社は、一のポータリンク地球局設備毎に一のセンター局VPN設定を付与します。契約者は、センター局に接続されるインターネット接続網を介しセンター局とVPNによる接続をすることができます。契約者の請求によりセンター局VPN設定を追加付与する場合は、第42条（センター局追加VPN利用料の支払い義務）に基づき、センター局追加VPN利用料の支払いが必要になります。

- 8 契約者は、前項又は I P アドレスの変更等その他の場合で、センター局又はポータリンク地球局設備等の設定変更が必要になった場合は、設定変更を行う日の 1 か月前までに、当社にその設定変更の作業を依頼していただきます。本項に基づく設定変更作業については、第 43 条（設定変更料の支払い義務）に基づき、設定変更料の支払いが必要になります。

（無線局の免許の申請等）

第 10 条 当社は、ポータリンクサービスの提供に係る地球局及び人工衛星局の無線局の免許人となります。

- 2 当社は、ポータリンクサービスの提供に係る地球局及び人工衛星局の無線局免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

（無線従事者の選任）

第 11 条 ポータリンクサービスの利用に係る地球局の操作は、契約者が指定する無線従事者（電波法及び無線従事者規則（平成 2 年郵政省令第 18 号）の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。）に行っていただきます。ただし、電波法及び電波法関係法令に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の無線従事者を選任又は解任します。

第3章 契約

第1節 契約の単位等

(利用契約の単位等)

第12条 当社は、一のポータルリンク地球局設備ごとに利用契約を締結します。

2 一の利用契約について契約者は1人とします。

第2節 契約申込及び利用契約の締結

(契約申込の方法)

第13条 契約申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の「ポータルリンクサービス申込書」を当社に提出していただきます。

- (1) ポータルリンク地球局設備等の種類
- (2) ポータルリンクサービスの利用開始希望日
- (3) ポータルリンク地球局設備等の数及び設置予定場所
- (4) センター局VPN設定数
- (5) その他、利用契約の内容を特定するための事項

2 前項に規定される利用開始希望日は、契約申込の日から起算して12か月が経過した日を超えない日で定めていただきます。

(利用開始日)

第14条 当社は、第13条(契約申込の方法)第1項第(2)号の利用開始希望日を基準に、ポータルリンクサービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、契約申込者と協議の上、ポータルリンクサービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)を定めます。

(利用期間等)

第15条 ポータルリンクサービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、第14条(利用開始日)に規定する利用開始日に開始し、第22条(契約者が行うポータルリンクサービスの利用の終了)に基づく利用契約の終了となる日又は第23条(当社が行う利用契約の解除)若しくは第24条(契約者が行う利用契約の解除)に基づく利用契約の解除となる日までとします。

2 ポータルリンクサービスの利用期間は利用開始日より12ヶ月となる日が属する月の末日を最低利用期間として定め、当該期間経過後は、契約者より第22条(契約者が行うポータルリンクサービスの利用の終了)に基づく書面による契約終了の申し入れ無き場合には以降1ヶ月単位で延長します。

(契約申込の承諾)

第 16 条 当社は、契約申込に対して、契約申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約書の取り交わし又はこれに準ずる承諾書の発行をもって承諾します。

- (1) ポータルリンク地球局設備等の種類
- (2) ポータルリンクサービスの利用開始日
- (3) ポータルリンク地球局設備等の数及び設置予定場所
- (4) センター局VPN設定数
- (5) その他、利用契約の内容を特定するための事項

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、契約申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込のあったポータルリンクサービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込のあった電気通信回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込のあった利用開始希望日にポータルリンクサービスの提供の開始ができないとき。
- (4) 契約申込者がポータルリンクサービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなったポータルリンクサービスの料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。）いずれかの支払を過去に怠り、若しくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) ポータルリンクサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 3 節 他人利用請求

(他人利用)

第 17 条 契約者は、ポータルリンクサービスを契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届出いただきます。また、その利用者を変更するときも、あらかじめ当社に届出いただきます。

2 契約者は、ポータルリンクサービスを契約者以外の者に利用させる場合には、この約款に基づく契約者の義務をその利用者にも遵守させ、また、その利用者がポータルリンクサービスの利用に関してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第 4 節 契約者が行う利用契約事項等の変更の請求

(利用開始日の変更の請求)

第 18 条 契約者は、利用開始日の変更の請求ができます。ただし、変更後の利用開始日は利用契約に定めた当初の利用開始日から 60 日を超えない日としていただきます。

- 2 前項の規定に拘らず、契約者は、契約者の責に帰し得ない無線局免許の取得の遅れにより利用開始日にポータリンクサービスの利用を開始できない場合は、利用契約に定めた当初の利用開始日から 60 日を超えて利用開始日を延期することができます。
- 3 契約者は、当社の責により利用開始日にポータリンクサービスの利用を開始できない場合は、請求によらず、利用契約に定めた当初の利用開始日から 60 日を超えて利用開始日を延期することができます。

(ポータリンク地球局設備等の変更等の請求)

第 19 条 契約者は、ポータリンク地球局設備等の種類、ポータリンク地球局設備等の数及び設置予定場所及びセンター局 V P N 設定数の変更の請求ができます。

- 2 当社は前項の変更請求により契約事項を変更するときは、契約者と協議します。

(変更の請求に対する承諾)

第 20 条 当社は、前 2 条の規定に基づく利用契約事項等の変更の申請については、ポータリンクサービスの提供に支障のない限り、第 13 条（契約申込の方法）、第 14 条（利用開始日）及び第 16 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 5 節 当社が行う利用契約の変更

(電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更)

第 21 条 当社は、ポータリンクサービスの提供に使用する人工衛星等の電気通信設備が障害等により使用不能となりポータリンクサービスを提供できない場合で、利用契約に定めた契約事項と異なる契約事項によってポータリンクサービスを提供できるときは、契約者にその旨書面で通知します。

- 2 契約者は、当社から前項に基づく通知を受けたときは、通知受領後 30 日以内にその利用契約の変更請求をしていただきます。

第 6 節 ポータリンクサービスの利用の終了等

(契約者が行うポータリンクサービスの利用の終了)

第 22 条 契約者は、第 15 条（利用期間等）第 2 項に定める最低利用期間以降にポータリンクサービスの利用の終了を希望する場合は、終了しようとする日の 1 ヶ月前までに当社に書面により通知していただきます。

- 2 前項により契約者が利用契約の終了を行ったときは、終了しようとする日以降の随時回線の利用の予約申込を行うことはできません。また、当社が、終了しようとする日以降の随時回線の利用予約申込の承諾をしている場合は、契約者の請求によらず、随時回線の予約

を取消しします。

- 3 前項により随時回線の予約の取消しを行ったときは、第 47 条（随時回線予約取消料の支払い義務）に規定する取消料を当社に支払っていただきます。

第 7 節 利用契約等の解除

（当社が行う利用契約の解除）

第 23 条 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除すること（以下、「利用契約の解除」といいます。）があります。

- (1) 契約者が当社に提出した利用申込の内容が事実と相違していることが判明したとき。
 - (2) 契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金その他債務について、料金表通則第 8 条（料金の支払い期日）に定める支払い期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにも拘らず、当該料金又は債務を支払わなかったとき。
 - (3) 第 32 条（ポータリンクサービス提供の停止）の規定に基づきポータリンクサービスの提供を停止した場合で停止期間が 14 日以上となったとき。
 - (4) ポータリンクサービスの提供に係る人工衛星等の電気通信設備が使用不能となり契約者が第 21 条（電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更）の規定に基づく変更請求を行わなかったとき。
 - (5) ポータリンクサービスの提供に係る人工衛星等の電気通信設備が使用不能となりポータリンクサービスの提供ができず、かつ利用契約で定めた利用契約に定めた契約事項と異なる契約事項によるポータリンクサービスの提供もできないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号から第(4)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(5)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
 - 3 当社は、契約者が第 32 条（ポータリンクサービス提供の停止）第 1 項第(1)号から第(6)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、ポータリンクサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
 - 4 当社は、第 32 条（ポータリンクサービス提供の停止）第 2 項の規定に該当したときは、ポータリンクサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。

（契約者が行う利用契約の解除）

第 24 条 契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後 30 日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用契約において、契約者の責に帰しえない事由に基づきポータリンクサービス提

供開始が利用契約に定めた当初の利用開始日より60日以上遅れる旨の通知。

(2) 第21条（電気通信設備の使用不能に伴う利用契約の変更）の規定に基づく利用契約の変更の通知。ただし、当該変更が契約者に影響を及ぼさない場合を除きます。

(3) 第31条（ポータリンクサービス提供の中止）第1項第(1)号の規定に基づきポータリンクサービスの提供を中止する旨の通知。

- 2 契約者は、利用契約に基づくポータリンクサービスの料金の額が約款の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の約款の実施期日又はその実施期日以降の日を利用契約の解除となる日として、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
- 3 契約者は、ポータリンクサービスの提供に使用する人工衛星等の電気通信設備に障害が発生した場合であって、当社がその障害を知った時刻から当社がポータリンクサービスの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、その通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、契約者の責に帰し得ない事由に基づくポータリンク地球局設備等の滅失又は毀損によって、ポータリンクサービスを全く利用できない状態が6か月以上継続すると当社が認めたとき又は全く利用できない状態と同程度の状態が6か月以上継続すると当社が認めたときは、契約者にその旨書面で通知します。契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後90日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
- 5 契約者は、前4項による事由以外の事由によっても利用契約を解除することができます。この場合、契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
- 6 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

第8節 ポータリンクサービスの随時回線利用の予約等

（随時回線の利用の予約申込）

第25条 ポータリンクサービスの随時回線の具体的利用にあたっては、契約者は、別に定める手順に従って、次に掲げる事項を含む予約申込を当社に行っていただきます。

- (1) 利用開始予定時刻
- (2) 利用終了予定時刻
- (3) 伝送速度
- (4) 送信地球局
- (5) その他予約申込の内容を特定する事項

- 2 利用開始予定時刻は、予約申込の日から起算して6か月を超えない時刻とさせていただきます。
- 3 前項の予約申込は、利用開始予定時刻の24時間前までに行っていただきます。ただし、当社が取扱い上支障がないと認めたときは、この時刻を過ぎたあとも申込みを行うことができるものとします。

(随時回線の利用予約申込の承諾)

第 26 条 当社は、ポータルリンクサービスの随時回線の利用予約申込があったときは、受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の予約確認書をもって承諾します。

- (1) 利用開始予定時刻
- (2) 利用終了予定時刻
- (3) 伝送速度
- (4) 送信地球局
- (5) その他予約申込の内容を特定する事項

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、予約申込を承諾しないことがあります。

- (1) ポータルリンクサービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込のあった電気通信回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込のあった利用開始予定時刻にポータルリンクサービスの提供の開始ができないとき。
- (4) 契約者がポータルリンクサービスの料金その他の債務いずれかの支払を過去に怠り、若しくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) ポータルリンクサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (6) 申込のあった利用開始予定時刻が第 22 条（契約者が行うポータルリンクサービスの利用の終了）で通知されたポータルリンクサービスの利用を終了しようとする日以降のとき。

(随時回線の利用時間)

第 27 条 ポータルリンクサービスの随時回線の利用時間（以下「利用時間」といいます。）は、予約確認書に定めた利用開始予定時刻を利用開始時刻として、又、予約確認書に定めた利用終了予定時刻を利用終了時刻として、利用開始時刻から利用終了時刻までの時間とします。ただし、最低利用時間は 10 分とします。

(随時回線の予約の取消し)

第 28 条 契約者は、ポータルリンクサービスの随時回線の予約の取消しの請求ができます。

2 前項により契約者が随時回線の予約の取消しを行ったときは、第 47 条（随時回線予約取消料の支払い義務）に規定する取消料を当社に支払っていただきます。

(随時回線の予約事項の変更)

第 29 条 契約者は、次に定める条件に従い予約確認書に定めた利用開始予定時刻及び利用終了予定時刻の変更の請求ができます。

- (1) 利用開始予定時刻の変更の請求は、予約確認書に定めた当初の利用開始予定時刻

から前後 30 日間を超えない範囲とします。

(2) 利用終了予定時刻の変更の請求は、予約確認書に定めた当初の利用終了予定時刻から前後 30 日間を超えない範囲とします。

(3) 利用開始予定時刻または利用終了予定時刻の変更の請求により利用時間が短縮される場合、短縮され利用されなかった時間については前条による予約の取消しがあったものとみなし第 47 条（随時回線予約取消料の支払い義務）に規定する取消料を当社に支払っていただきます。ただし、当社が取扱上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。

2 契約者は、予約確認書に定めた伝送速度の変更はできません。ただし、当社が取扱上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。

（随時回線の予約事項の取消又は変更の請求に対する承諾）

第 30 条 当社は、前 2 条の規定に基づいて予約事項の取消又は変更の請求があったときは、第 26 条（随時回線の利用予約申込の承諾）第 2 項の規定に準じて取り扱います。

第4章 ポータルリンクサービスの提供の中止及び停止

(ポータルリンクサービス提供の中止)

第31条 当社は、次のいずれかの場合には、ポータルリンクサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備（ポータルリンク地球局設備等を除きます。）の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 第38条（専用回線の利用の制限）の規定に該当するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりポータルリンクサービスの提供を中止するときは、あらかじめ、契約者にその旨書面で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ポータルリンクサービス提供の停止)

第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、ポータルリンクサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務のいずれかについて、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第51条（センター局の検査及びポータルリンク地球局設備の点検）の規定に違反して、当社の検査又は点検を拒んだとき。
 - (3) ポータルリンク地球局設備等に関し、事業法、事業法関係法令、電波法及び電波法関係法令、「ポータルリンク地球局設備等の条件」、並びに「ポータルリンクサービス技術資料」に定める条件及び当社が別に定める技術条件を遵守しないとき。
 - (4) ポータルリンク地球局設備等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他ポータルリンクサービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備をポータルリンク地球局設備等から取りはずさなかったとき。
 - (5) 第17条（他人利用）の規定に違反した場合で、契約者以外の者のなす行為が前4号のいずれかに該当したとき。
 - (6) 公序良俗に反する迷惑行為及び違法行為があったとき。
- 2 当社は、契約者のポータルリンクサービスの利用によって、当社が電波法及び放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、ポータルリンクサービスの提供を停止します。
- 3 当社は、前2項の規定によりポータルリンクサービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日時を契約者にその旨書面で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ポータルリンクサービスの品目の廃止)

第 33 条 当社は、都合によりポータルリンクサービスの特定の品目を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により特定の品目を廃止するときは、当該品目等のポータルリンクサービスを利用している契約者に対し 6 ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(トラフィックの制限等)

第 34 条 当社は、契約者のポータルリンクサービスの利用形態が、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、そのトラフィックの制限等の措置を講ずることがあります。

第5章 接続等

第1節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備のIPアドレス)

第35条 当社は、自営端末設備の利用に必要なIPアドレスを指定します。尚、契約者が独自のアドレスで自営端末設備を利用する場合は、契約者の責任と負担で行っていただきます。

第2節 他社回線との接続

(他社回線との接続の請求)

第36条 契約者は、ポータリンク地球局設備等に当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合又はポータリンク地球局設備等に接続されている電気通信設備を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(他社回線接続の請求の承諾等)

第37条 当社は前条（他社回線との接続の請求）の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

2 当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第38条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため次に掲げる機関に設置されている専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）の緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱い、他のポータルリンクサービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁の機関を含みます。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金等の支払い義務

(料金の計算方法等)

第39条 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

(月額基本料の支払い義務)

第40条 契約者は、第15条（利用期間等）に規定する利用期間について、料金表第1表（月額基本料）に規定する月額基本料を支払っていただきます。

- 2 契約者は、第32条（ポータリンクサービス提供の停止）の規定に基づくポータリンクサービスの提供の停止の期間についても、月額基本料を支払っていただきます。

(随時回線専用料の支払い義務)

第41条 契約者は、第27条（随時回線の利用時間）に規定する随時回線の利用時間について、料金表第2表（随時回線専用料）に規定する随時回線専用料を支払っていただきます。

(センター局追加VPN利用料の支払い義務)

第42条 契約者は、第9条（ポータリンク地球局設備等）第7項により、センター局へVPN設定を追加付与したときは、料金表第3表（センター局追加VPN利用料）に規定するセンター局追加VPN利用料を支払っていただきます。

(設定変更料の支払い義務)

第43条 契約者は、第9条（ポータリンク地球局設備等）第8項により、当社に設定変更作業を依頼したときは、料金表第4表（設定変更料）に規定する設定変更料を支払っていただきます。

(無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払い義務)

第44条 契約者は、電波法に定める特定無線局（包括免許制度適用の無線局）とする無線局以外の無線局に関し、電波法及び電波法関係法令の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第5表（無線局免許取扱手数料）に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第45条 当社が、第31条（ポータリンクサービス提供の中止）の規定に基づきポータリンクサービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して20分以上その中止が連続したときは、中止した時間（20分の倍数である部分に限ります。）に対応する随時回線専用料の支払いは要しません。

2 前項の規定によるほか、契約者は、人工衛星等の電気通信設備に障害が発生したとき、又は契約者の責に帰し得ない事由によるポータリンク地球局設備等の使用不能（太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。）により利用契約に係るポータリンクサービスの全部又は一部に係る専用回線を全く利用できない状態（その専用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して20分以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用ができなかった時間（20分の倍数である部分に限ります。）に対応する随時回線専用料の支払いを要しません。

3 契約者は、前2項の規定に基づく場合のほかは料金等の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。但し、返還される料金に対しては利息を付しません。

(ポータリンクサービス解除料の支払い義務)

第46条 契約者は、ポータリンク地球局設備の利用開始日の前日までの日に、第24条（契約者が行う利用契約の解除）の規定に基づき利用契約の解除を行うこととなる場合には、料金表第6表（ポータリンクサービス解除料）に規定する解除料を支払っていただきます。ただし、第24条（契約者が行う利用契約の解除）第1項から第4項の規定に基づく解除の場合は、解除料の支払いを要しません。

2 利用開始日以降の日に、契約者が第24条（契約者が行う利用契約の解除）の規定に基づき利用契約の解除を行うとき又は当社が第23条（当社が行う利用契約の解除）第1項第(1)号から第(3)号若しくは第3項の規定に基づき利用契約を解除したときは、契約者は、料金表第6表（ポータリンクサービス解除料）に規定する解除料を支払っていただきます。ただし、第24条（契約者が行う利用契約の解除）第1項から第4項の規定に基づく解除の場合は、解除料の支払いを要しません。

(随時回線予約取消料の支払い義務)

第47条 契約者は、第22条（契約者が行うポータリンクサービスの利用の終了）、第28条（随時回線の予約の取消し）、第29条（随時回線の予約事項の変更）第(3)号により、ポータリンクサービスの随時回線利用の予約を取消した場合は、料金表第7表（随時回線予約取消料）に規定する取消料を支払っていただきます。

第2節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第48条 契約者は、料金等その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

(延滞利息)

第49条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第3節 違約金

(違約金)

第50条 契約者は、当社が第33条（サービス提供の停止）の規定に基づき契約者にポータルリンクサービスの提供の停止を通知したにもかかわらず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、その利用を停止しない時間（1分の倍数である部分に限ります。）に対応する当該ポータルリンクサービスの随時回線専用料の10倍に相当する額を違約金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第8章 保守

(センター局の検査及びポータリンク地球局設備等の点検)

第51条 当社は、電波法及び電波法関係法令に基づきセンター局及びポータリンク地球局設備等の点検、検査、機能確認又は保守を行おうとするときは、あらかじめ、その期日及び検査を行う場所を契約者にその旨書面で通知します。

- 2 契約者は、前項の通知があったときは、その点検及び検査を拒んではなりません。
- 3 契約者は、第1項の点検及び検査に必要な協力をさせていただきます。
- 4 第1項の点検及び検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(契約者の維持責任)

第52条 契約者は、ポータリンク地球局設備等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第53条 契約者は、ポータリンクサービスを利用することができなくなった場合には、自営端末設備、自営電気通信設備又はポータリンク地球局設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の契約者による確認に際して、契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にその旨書面で通知します。
- 3 当社は、前項の試験によりポータリンクサービスの提供に係わる電気通信設備（ポータリンク地球局設備等を除きます。）に故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、ポータリンクサービスを利用できない原因が自営端末設備、自営電気通信設備又はポータリンク地球局設備等にあったときは、契約者にその派遣に要した費用に消費税等相当額を加算した額を支払っていただきます。

(専用回線の修理又は復旧の順位)

第54条 当社は、専用回線が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第38条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する利用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関（海上保安庁の機関を含みます。）に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

2 前項において専用回線の修理又は復旧の順位が同一の場合は、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。

- (1) 利用開始予定時刻の早い順序
- (2) 利用開始予定時刻が同一のときは、利用契約の締結の順序

第9章 損害賠償等

(責任の制限)

第55条 当社は、ポータルリンクサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときにおいても、当該契約者の被る損害について一切の賠償責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

(免責)

第56条 当社は、ポータルリンクサービスの提供の開始が利用契約に定めた利用開始日より遅れた場合であっても、損害賠償責任を負わず契約者の被る損害の賠償請求に応じません。

- 2 ポータルリンク地球局設備等の不具合に起因して契約者に発生した損害については、当社は損害賠償責任を負わず契約者の被る損害の賠償請求に応じません。
- 3 契約者が、ポータルリンクサービスの利用による迷惑行為を行い、第三者が被害を被った場合、契約者がこれを解決することとし、当社は損害賠償責任を負わず契約者の被る損害の賠償請求に応じません。

第10章 その他の提供条件

(通信の秘密保護)

第57条 当社は、通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めるときは、契約者に、ポータリンクサービスを利用して伝送する符号、音響又は影像を契約者（第17条（他人利用）の規定に基づきポータリンクサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。）以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(ポータリンク地球局設備等の据付けに関する申請等)

第58条 契約者は、ポータリンク地球局設備等の据え付けに関し、電波法及び事業法以外の許認可又はその他の申請が必要な場合は、契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(電波干渉対策に要する工事等)

第59条 契約者は、ポータリンク地球局設備等の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を契約者の責任と負担において実施していただきます。

- 2 契約者は、ポータリンク地球局設備等に関し、電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を契約者の責任と負担において実施していただきます。

(法令に規定する事項)

第60条 ポータリンクサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

- 2 契約者は、電波法の規定に基づき必要とされる場合に拘らず、ポータリンク地球局設備の運用に際し、利用開始時刻及び利用終了事項の特定に必要な時計を契約者の責任と負担において備え付けていただきます。

(その他の提供条件)

第61条 ポータリンクサービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

附則

(実施期日)

この約款は、平成 20 年 4 月 16 日より実施します。

附則

(実施期日)

第 1 条 この改定規定は、平成 21 年 11 月 1 日より実施します。

(センター局VPN設定数の適用に係る措置)

第 2 条 この改定規定実施前の約款の規定に基づき当社とポータルリンクサービス利用契約を締結している契約者がセンター局VPN設定を追加付与した場合に支払うべき事となるセンター局VPN利用料については、平成 21 年 11 月 1 日以降に追加設定となるVPN設定から適用します。

附則

(実施期日)

第 1 条 この改定規定は、平成 22 年 10 月 1 日より実施します。

(センター局VPN設定数の適用に係る措置)

第 2 条 平成 21 年 11 月 1 日の改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているセンター局VPN設定数の適用に係る措置については、平成 21 年 11 月 1 日附則第 2 条（センター局VPN設定数の適用に係る措置）のとおりとします。

(実施期日)

この改定規定は、令和 2 年 3 月 31 日より実施します。

(実施期日)

この改定規定は、令和 4 年 10 月 1 日より実施します。

資料名 ポータルリンクサービス契約約款

資料番号 SAD-U1-22-001

平成20年 4月 16日 第1版
平成21年11月 1日 第2版
平成22年10月 1日 第3版
令和 2年 3月 31日 第4版
令和 4年10月 1日 第5版

スカパー J S A T 株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
